

第2章 特集「中核市移行について」

今回は、27年4月の中核市移行に伴い、都から権限移譲された環境分野に関する事務について抜粋して取り上げます。

1. 体験の機会の場の認定

市では、自然体験活動を通じて環境保全への理解を深めてもらうことを目的とする「体験の機会の場」の認定制度事務を開始しました。

「体験の機会の場」の認定制度とは、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育促進法）」第20条に基づき、土地または建物の所有者等から申請された自然体験活動等の場を都道府県知事等（政令指定都市・中核市の場合はその市長）が「体験の機会の場」として認定する制度です。

市では、佐川急便「高尾100年の森」を全国で13例目、都内では初の事例として28年3月23日付で認定しました。

【佐川急便「高尾100年の森」】

〈所在地〉

八王子市元八王子町三丁目・裏高尾町

〈体験の機会の場で行う事業内容〉

ステークホルダーと協働で人材育成を目的とした環境教育を実施し、次世代を担う子どもたちを中心とした自然体験教室を継続的に開催する

〈認定期間〉

28年4月1日から33年3月31日まで



28年3月23日 認定式の様子



高尾100年の森

2. 公害規制

公害規制部門では、新たに公害規制として次の3点の事務を行っています。

また、既に実施している公害規制事務と、中核市移行に伴う新たな事務、都の環境確保条例と合わせて、公害規制に関する指導、立入検査を実施し、良好な生活環境の保全に努めていきます。

(1) ダイオキシン類対策特別措置法に関する事務

焼却炉の排出ガスに含まれ、人体に悪影響を与えるダイオキシン類への対策として、11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定されています。

中核市移行後、廃棄物を焼却する施設や焼却炉の廃ガスを洗浄する施設を持つ事業者の届出の受付や指導、立入検査などを行っており、27年度は特定施設への立ち入りを8件実施しました。

(2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関する事務

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」とは、大規模な工場に対し、公害防止に関する専門的知識のある人を配置し、公害を排出しないよう監視・対応を求めるものです。市では、3種類の特定工場の届出指導を行っていましたが、中核市移行に伴い、対象の特定工場が7種類に拡大し、公害防止組織の届出の受付や公害防止管理者への指導を行っています。27年度は公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者等の選任・解任の届出が10件ありました。

(3) 大気汚染防止法に関する事務

大気汚染防止法の事務の一部は、既に市で行っており、ボイラーなどを設置している学校や福祉施設の届出の受付や指導、立入検査を行っていましたが、これらの事務に加え、中核市移行後は、市内の大規模工場の届出の受付や指導、立入検査を開始し、27年度はばい煙排出量調査を111件、事務移譲された施設への立ち入りを22件実施しました。

3. 廃棄物処理施設の設置許可等

27年度は、市内の産業廃棄物処理業者に対し現場審査し許可を行いました。また、警視庁から人的支援を受け、立入指導を983件（うちPCB廃棄物関連立入71件）行い、産業廃棄物の不適正処理を防止しています。

また、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管に関する監督・規制・指導を行うほか、廃棄物情報管理システムの運用を開始しました。

産業廃棄物処理施設の設置許可にあたり、周辺地域の生活環境の保全のため、学識経験者からなる専門委員会を開催し、その意見を施設設置に反映させました。

このほか、28年2月には中央道八王子料金所で産業廃棄物収集運搬車両の路上調査を行いました。これは不法投棄防止のため産業廃棄物の実態の把握や事業者の指導を行うもので、中核市となった27年度から市でも調査を実施しています。

当日は都と警視庁と連携し、NEXCO中日本の協力のもと21台の車両を調査。運転手への聞き取りのほか、許可証や廃棄物の確認をし、うち5台に対して指導を行いました。



産業廃棄物の収集運搬車両を調査